

国立大学法人京都大学教職員就業規則等新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員就業規則 (平成16年達示第70号)</p> <p>(前 略) (配置換・出向等)</p> <p>第13条 教職員は業務上の都合により併任、配置換又は出向を命ぜられることがある。 2・3 (略)</p> <p>(中 略) (休職中の身分及び給与)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 休職中の教職員の給与については、<u>国立大学法人京都大学教職員給与規程</u> (平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)又は国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程 (平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。)による。</p> <p>(中 略) (定年)</p> <p>第22条 教職員の定年は、<u>次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>教員 満65歳</u> (2) <u>大学の警備等の業務及び労務の業務に従事する者 満63歳</u> (3) <u>前2号以外の教職員 満60歳</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略) (表彰)</p> <p>第47条 大学は、次の各号の一に該当すると認める教職員を表彰する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>退職時において大学に功労があった者として国立大学法人京都大学退職者功労表彰規程</u> (平成24年達示第21号)に該当する者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(後 略)</p> | <p>(配置換・出向等)</p> <p>第13条 } 2・3 } (同 左)</p> <p>(満60歳に達した職員の配置換)</p> <p><u>第13条の2 前条に定めるもののほか、満60歳に達した教職員(教員を除く。)については、満60歳に達した日後における最初の4月1日に、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第12条に定める俸給の特別調整額の支給対象となる職(以下「指定役職」という。)以外の職への配置換をするものとする。</u></p> <p><u>2 教職員(教員を除く。)は、満60歳に達した日後における最初の4月1日以後、新たに指定役職に就くことはできない。</u></p> <p><u>3 前各項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(休職中の身分及び給与)</p> <p>第18条 (同 左)</p> <p>2 休職中の教職員の給与については、<u>給与規程</u>又は国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程 (平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。)による。</p> <p>(定年)</p> <p>第22条 教職員の定年は、<u>満65歳とする。</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>(表彰)</p> <p>第47条 } (1)～(4) } (同 左)</p> <p>(5) <u>永年勤続し、大学に功労があった者として国立大学法人京都大学永年勤続功労表彰規程</u> (平成24年達示第21号)に該当する者</p> <p>(6) (同 左)</p> |

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | |
|--|---|------|----|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|
| <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教員就業特例規則 (平成16年達示第71号)</p> <p>(前 略) (定年の特例)</p> <p>第8条 大学院法学研究科附属法政策共同研究センター政策実務教育支援セクション教授(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第4項に規定する専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者に限る。)の定年は、就業規則第22条第1項第1号の規定にかかわらず、満70歳とする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 (平成18年達示第21号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2章 年俸制特定教員</p> | <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第44号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 改正後の国立大学法人京都大学教職員就業規則第22条第1項の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する教職員(教員を除く。)の定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> <table border="1" data-bbox="863 660 1366 996"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日</td> <td>満61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日</td> <td>満62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(定年の特例)</p> <p>第8条 大学院法学研究科附属法政策共同研究センター政策実務教育支援セクション教授(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第4項に規定する専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者に限る。)の定年は、就業規則第22条第1項の規定にかかわらず、満70歳とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第44号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 年俸制特定教員</p> | 生年月日 | 定年 | 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 満61歳 | 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 満62歳 | 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 | 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 満64歳 |
| 生年月日 | 定年 | | | | | | | | | | |
| 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 満61歳 | | | | | | | | | | |
| 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 満62歳 | | | | | | | | | | |
| 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 | | | | | | | | | | |
| 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 満64歳 | | | | | | | | | | |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(中略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。）第3条、第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長（全学教員部会議にあっては国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号。以下「教員選考規程」という。）第12条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」という。））」とあるのは「組織の長（以下「組織の長」という。））」と、就業規則第15条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する休職に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員休職規程（平成16年達示第77号。以下「休職規程」という。）第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、総合生存学館、国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、環境安全保健機構、情報環境機構、図書館機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構、国際戦略本部、人と社会の未来研究院、高等研究院、学際融合教育研究推進センター又は学術研究展開センターにおいて雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第3章 特定拠点教員</p> <p>(中略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則（第22条（無期雇用教職員となった場合を除く。））、第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第3条、第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長（全学教員部会議にあっては国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号。以下「教員選考規程」という。）第12条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」という。））」とあ</p> | <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則（<u>第13条の2</u>、第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。）第3条、第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長（全学教員部会議にあっては国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号。以下「教員選考規程」という。）第12条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」という。））」とあるのは「組織の長（以下「組織の長」という。））」と、就業規則第15条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する休職に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員休職規程（平成16年達示第77号。以下「休職規程」という。）第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項の規定は、総合生存学館、国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、環境安全保健機構、情報環境機構、図書館機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構、国際戦略本部、人と社会の未来研究院、高等研究院、学際融合教育研究推進センター又は学術研究展開センターにおいて雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>4・5 (同左)</p> <p>第3章 特定拠点教員</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則（<u>第13条の2</u>、第22条（無期雇用教職員となった場合を除く。））、第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第3条、第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長（全学教員部会議にあっては国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号。以下「教員選考規程」という。）第12条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」と</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>るのは「組織の長（以下「組織の長」という。））」と、就業規則第15条第3項の規定により特定拠点教員に準用する休職に関する事項のうち、休職規程第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 特定外国語担当教員 (中略) (準用)</p> <p>第13条 第6条の2並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。この場合において、<u>第7条第1項の規定中「第27条から第33条の6まで」とあるのは「第27条から第33条まで、第33条の3から第33条の6まで」と、</u>第7条第2項の規定中「第11条から第19条まで、第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）<u>第14条第13条の2</u>に規定する緊急手術等手当を除く。）、第21条、第22条」とあるのは「第11条から第22条まで」と読み替える。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項<u>第1号</u>の規定は、国際高等教育院において雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>3 (略) (中略)</p> <p>第6章 特定専門業務職員 (中略) (他の規則の準用)</p> <p>第20条 この章に定めるもののほか、特定専門業務職員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により特定専門業務職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第19条まで、第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当を除く。）、第21条、第22条及び第27条から第35条までの規定並びに就業規則第40条の規定により特定専門業務職員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項<u>第3号</u>の規定は、大学が特に認めた場合（無期雇用教職員となった場合を除く。）は、これを準用しない。</p> <p>3 (略) (中略)</p> <p>第8章 特定研究員</p> | <p>いう。））」とあるのは「組織の長（以下「組織の長」という。））」と、就業規則第15条第3項の規定により特定拠点教員に準用する休職に関する事項のうち、休職規程第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</p> <p>2 (同左)</p> <p>第4章 特定外国語担当教員 (準用)</p> <p>第13条 第6条の2並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第11条から第19条まで、第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第13条の2に規定する緊急手術等手当を除く。）、第21条、第22条」とあるのは「第11条から第22条まで」と読み替える。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項の規定は、国際高等教育院において雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>3 (同左)</p> <p>第6章 特定専門業務職員 (他の規則の準用)</p> <p>第20条 この章に定めるもののほか、特定専門業務職員の就業に関する事項については、就業規則（<u>第13条の2、第23条及び第64条</u>を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により特定専門業務職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第19条まで、第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当を除く。）、第21条、第22条及び第27条から第35条までの規定並びに就業規則第40条の規定により特定専門業務職員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項の規定は、大学が特に認めた場合（無期雇用教職員となった場合を除く。）は、これを準用しない。</p> <p>3 (同左)</p> <p>第8章 特定研究員</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(中 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第3号の規定は、i P S細胞研究プログラムにより雇用する場合において大学が特に認めた場合（無期雇用教職員となった場合を除く。）は、これを準用しない。</p> <p>第9章 特定医療技術職員</p> <p>(中 略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第32条 この章に定めるもののほか、特定医療技術職員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第40条の規定により特定医療技術職員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。</p> <p>第10章 無期雇用教職員の特例</p> <p>(中 略)</p> <p>(再雇用)</p> <p>第34条 <u>定年が満60歳と定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員（国立大学法人時間雇用教職員就業規則第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。）として雇用することができる。</u></p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学支援職員就業規則 (令和4年達示第3号)</p> | <p>(準用)</p> <p>第28条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項の規定は、i P S細胞研究プログラムにより雇用する場合において大学が特に認めた場合（無期雇用教職員となった場合を除く。）は、これを準用しない。</p> <p>第9章 特定医療技術職員</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第32条 この章に定めるもののほか、特定医療技術職員の就業に関する事項については、就業規則（<u>第13条の2、第23条及び第64条を除く。</u>）の規定を準用する。ただし、同規則第40条の規定により特定医療技術職員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。</p> <p>第10章 無期雇用教職員の特例</p> <p>第34条 削除</p> <p>附 則（令和5年達示第44号）抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 改正後の国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則第34条の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則（令和5年達示第44号）附則第2項附則別表の規定により満64歳以下の定年が定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員（国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。）として雇用することができる。</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 | | | | | | | | | | |
|---|---|------|------------|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|
| <p>(前 略)</p> <p>(有期労働契約期間)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 雇用年齢上限は、<u>満60歳</u>とし、支援職員の契約期間は、当該年齢に達する日の属する事業年度の末日を超えることはできない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(定年)</p> <p>第7条 支援職員の定年は、<u>満60歳</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第20条 この規則に定めるもののほか、支援職員の就業に関する事項については、就業規則（第5条、第11条から第13条まで、第19条第1項第2号、第21条から第22条の2まで、第40条、第46条、第64条及び第68条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第3条、第5条から第8条まで、第9条第2項、第11条、第28条から第31条まで及び第40条の規定は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後 略)</p> | <p>(有期労働契約期間)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 雇用年齢上限は、<u>満65歳</u>とし、支援職員の契約期間は、当該年齢に達する日の属する事業年度の末日を超えることはできない。</p> <p>(定年)</p> <p>第7条 支援職員の定年は、<u>満65歳</u>とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第20条 この規則に定めるもののほか、支援職員の就業に関する事項については、就業規則（第5条、第11条から第13条の2まで、第19条第1項第2号、第21条から第22条の2まで、第40条、第46条、第64条及び第68条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第3条、第5条から第8条まで、第9条第2項、第11条、第28条から第31条まで及び第40条の規定は、この限りでない。</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和5年達示第44号）抄</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>4 改正後の国立大学法人京都大学支援職員就業規則第3条第3項及び第7条第1項の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する支援職員の雇用年齢上限及び定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">雇用年齢上限及び定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日</td> <td>満61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日</td> <td>満62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> </tbody> </table> | 生年月日 | 雇用年齢上限及び定年 | 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 満61歳 | 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 満62歳 | 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 | 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 満64歳 |
| 生年月日 | 雇用年齢上限及び定年 | | | | | | | | | | |
| 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 満61歳 | | | | | | | | | | |
| 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 満62歳 | | | | | | | | | | |
| 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 | | | | | | | | | | |
| 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 満64歳 | | | | | | | | | | |

| 改 正 前 | 改 正 後 | | | | | | | | | | |
|---|---|------|------------|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|
| <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略) (表彰) 第59条 大学は、次の各号の一に該当すると認める有期雇用教職員を表彰する。 (1)～(4) (略) (5) <u>退職時において大学に功労があった者として国立大学法人京都大学退職者功労表彰規程(平成24年達示第21号)に該当する者</u> (6) <u>その他特に教職員の模範として推奨すべき実績があった者</u> (中 略) (再雇用) 第78条 <u>定年が満60歳又は満63歳と定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員(国立大学法人時間雇用教職員就業規則第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。)</u>として雇用することができる。</p> | <p>(表彰) 第59条 } (同 左) (1)～(4) } (5) <u>その他特に教職員の模範として推奨すべき実績があった者</u></p> <p><u>第78条 削除</u></p> <p style="text-align: center;">附 則(令和5年達示第44号)抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。 (経過措置)</p> <p>5 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する事務補佐員、技術補佐員及び技能補佐員の雇用年齢上限及び定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">雇用年齢上限及び定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日</td> <td>満61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日</td> <td>満62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補佐員の雇用年齢上限及び定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> | 生年月日 | 雇用年齢上限及び定年 | 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 満61歳 | 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 満62歳 | 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 | 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 満64歳 |
| 生年月日 | 雇用年齢上限及び定年 | | | | | | | | | | |
| 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 満61歳 | | | | | | | | | | |
| 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 満62歳 | | | | | | | | | | |
| 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 | | | | | | | | | | |
| 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 満64歳 | | | | | | | | | | |

| 改正前 | 改正後 | |
|---|--|------------|
| <p>別表第1 別表第2～第10 } (略)</p> <p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p> <p>(前略) (再雇用)</p> <p>第69条 定年が満60歳又は満63歳と定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、引き続き時間雇用教職員(第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。)として雇用することができる。</p> | 生年月日 | 雇用年齢上限及び定年 |
| | 昭和38年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 |
| | 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 満64歳 |
| | <p>7 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則第78条の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則(令和5年達示第44号)附則第5項又は附則第6項の附則別表の規定により満64歳以下の定年が定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員(国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。)として雇用することができる。</p> <p>別表第1 (別添) 別表第2～第10 (同左)</p> <p>第69条 削除</p> <p>附則(令和5年達示第44号)抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。 (経過措置)</p> <p>8 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する時間雇用教職員(改正前の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1又は別表第2において雇用年齢上限が「満60歳(ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)」と定められていた職名の者に限る。)の雇用年齢上限は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> | |

| 改 正 前 | 改 正 後 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|--|------|----|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|------|------|--------|-------------------------|--|
| | 生年月日 | 雇用年齢上限 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 満61歳 (ただし、大学が特に 認めた場合は、満65 歳) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 満62歳 (ただし、大学が特に 認めた場合は、満65 歳) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 (ただし、大学が特に 認めた場合は、満65 歳) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 満64歳 (ただし、大学が特に 認めた場合は、満65 歳) | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>9 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する時間雇用教職員（改正前の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1から別表第3までにおいて定年が「満60歳」と定められていた職名の者に限る。）の定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日</td> <td>満61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日</td> <td>満62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補佐員の雇用年齢上限は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">雇用年齢上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和41年4月1日</td> <td>満63歳 (ただし、大学が特に 認めた場合は、満65 歳)</td> </tr> </tbody> </table> | | 生年月日 | 定年 | 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 満61歳 | 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 満62歳 | 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 | 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 満64歳 | 生年月日 | 雇用年齢上限 | 昭和38年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 (ただし、大学が特に 認めた場合は、満65 歳) |
| 生年月日 | 定年 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 満61歳 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 満62歳 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 満64歳 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | 雇用年齢上限 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和38年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 満63歳 (ただし、大学が特に 認めた場合は、満65 歳) | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改 正 前 | 改 正 後 | | | | | | | | |
|---|---|---------------------------------------|---|------|----|---------------------------------------|---------|---------------------------------------|---------|
| <p>別表第 1～第 3 別表第 4～第 9 } (略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する 規程</p> <p style="text-align: center;">(平成 16 年達示第 7 8 号)</p> <p>(前 略) (対象者)</p> <p>第 2 条 再雇用の対象となる者は、次の各号に定める者とする。</p> <p>(1) <u>就業規則第 2 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により定年退職した者</u></p> <p>(2) 前号に定める者であって、当該定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成 1 8 年達示第 2 1 号)による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者</p> | <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>昭和 4 1 年 4 月 2 日～ 昭和 4 2 年 4 月 1 日</td> <td>満 6 4 歳 (ただし、大学が特に 認めた場合は、満 6 5 歳)</td> </tr> </table> <p>1 1 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第 1 の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補佐員の定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 3 8 年 4 月 2 日～ 昭和 4 1 年 4 月 1 日</td> <td>満 6 3 歳</td> </tr> <tr> <td>昭和 4 1 年 4 月 2 日～ 昭和 4 2 年 4 月 1 日</td> <td>満 6 4 歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 2 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則第 6 9 条の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則(令和 5 年達示第 4 4 号)附則第 9 項又は附則第 1 1 項の附則別表の規定により満 6 4 歳以下の定年が定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第 2 条第 4 項第 3 号に掲げる時間雇用教職員(国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則第 2 条第 2 項に定める無期雇用教職員を除く。)として雇用することができる。</p> <p>別表第 1～第 3 (別 添) 別表第 4～第 9 (同 左)</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>(1) <u>就業規則に定める定年により退職した者(教員を除く。)</u></p> <p>(2) 前号に定める者であって、当該定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成 1 8 年達示第 2 1 号。以下「<u>特定有期雇用教職員就業規則</u>」という。)による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者</p> | 昭和 4 1 年 4 月 2 日～ 昭和 4 2 年 4 月 1 日 | 満 6 4 歳 (ただし、大学が特に 認めた場合は、満 6 5 歳) | 生年月日 | 定年 | 昭和 3 8 年 4 月 2 日～ 昭和 4 1 年 4 月 1 日 | 満 6 3 歳 | 昭和 4 1 年 4 月 2 日～ 昭和 4 2 年 4 月 1 日 | 満 6 4 歳 |
| 昭和 4 1 年 4 月 2 日～ 昭和 4 2 年 4 月 1 日 | 満 6 4 歳 (ただし、大学が特に 認めた場合は、満 6 5 歳) | | | | | | | | |
| 生年月日 | 定年 | | | | | | | | |
| 昭和 3 8 年 4 月 2 日～ 昭和 4 1 年 4 月 1 日 | 満 6 3 歳 | | | | | | | | |
| 昭和 4 1 年 4 月 2 日～ 昭和 4 2 年 4 月 1 日 | 満 6 4 歳 | | | | | | | | |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(3) } (4) } (略) (5) } (6) }</p> <p>(後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員及び時間雇用教職員の雇用年齢上限後の雇用に関する特例を定める規則 (平成18年達示第49号)</p> <p>(有期雇用教職員)</p> <p>第1条 国立大学法人京都大学日々雇用教職員就業規則の全部を改正する規則(平成17年達示第37号)附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号。以下「有期雇用就業規則」という。)第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、<u>有期雇用就業規則別表第1により雇用年齢上限が満60歳と定められている者が、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員として雇用することができる。</u></p> | <p>(3) } (4) } (同 左) (5) } (6) }</p> <p>(7) <u>60歳に達した日以後における最初の3月31日以後(以下「60歳年度末以後」という。)に退職した教職員(教員を除く。)のうち、当該退職日において任期の定めのない教職員であった者</u></p> <p>(8) <u>前号に定める者であって、当該退職後に引き続き特定有期雇用教職員就業規則による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者</u></p> <p>(9) <u>本学からの推薦により課長級の職員として登用され、本学以外の国立大学法人等を60歳年度末以後に退職した者</u></p> <p>(10) <u>第7号から前号までに定める者であって、当該退職後に引き続き他機関の職員として採用され、当該機関を退職した者(本学が特に必要と認める者に限る。)</u></p> <p>(11) <u>第7号から第9号までに定める者であって、次条第1項の規定により再雇用され、当該再雇用の職を退職後に引き続き他機関の職員として採用され、当該機関を退職した者(本学が特に必要と認める者に限る。)</u></p> <p>附 則 (令和5年達示第44号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>(有期雇用教職員)</p> <p>第1条 国立大学法人京都大学日々雇用教職員就業規則の全部を改正する規則(平成17年達示第37号)附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号。以下「有期雇用就業規則」という。)第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、<u>国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則(令和5年達示第44号)附則第5項附則別表の規定により、満64歳以下の雇用年齢上限が定められている者が、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員として雇用することができる。</u></p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>2 (略) (時間雇用教職員) 第2条 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の全部を改正する規則(平成17年達示第38号)附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号。以下「時間雇用就業規則」という。)第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、<u>時間雇用就業規則別表第1により雇用年齢上限が満60歳又は満63歳と定められている者(雇用時に契約期間が定められている者を除く。)</u>が、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、引き続き時間雇用教職員として雇用することができる。</p> <p>(後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程第7条に定める再雇用の上限年齢後の雇用に関する特例を定める規程 (平成25年達示第59号)</p> <p>(特定有期雇用教職員) 第1条 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)第22条第1項第2号又は第3号の規定による定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)による特定有期雇用教職員として雇用された者が、当該職を満65歳に達する日以後に任期満了により退職し、かつ、大学が特に認める場合は、国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号。以下「再雇用規程」という。)第3条の2第2号に掲げる時間再雇用職員(以下「時間再雇用職員」という。)として雇用することができる。</p> <p>(後 略)</p> | <p>2 (同 左) (時間雇用教職員) 第2条 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の全部を改正する規則(平成17年達示第38号)附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号。以下「時間雇用就業規則」という。)第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、<u>国立大学法人京都大学教職員就業規則等の一部を改正する規則(令和5年達示第44号)附則第8項又は附則第10項の附則別表の規定により、満64歳以下の雇用年齢上限が定められている者が</u>、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、引き続き時間雇用教職員として雇用することができる。</p> <p>附 則(令和5年達示第44号)抄 (施行期日) 1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>(特定有期雇用教職員) 第1条 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)第22条第1項の規定による定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)による特定有期雇用教職員として雇用された者が、当該職を満65歳に達する日以後に任期満了により退職し、かつ、大学が特に認める場合は、国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号。以下「再雇用規程」という。)第3条の2第2号に掲げる時間再雇用職員(以下「時間再雇用職員」という。)として雇用することができる。</p> <p>附 則(令和5年達示第44号)抄 (施行期日) 1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p> <p>(前略) (昇給)</p> <p>第8条 } (略) (1)・(2) } 2～4 }</p> <p>5 63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後に在職する教職員(国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第8条に規定するものを除く。)にあっては、第2項及び第3項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、総長が別に定めるところにより、昇給させることができる。</p> <p>(中略) (期末手当)</p> <p>第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日(以下次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第24条の規定により解雇され、又は死亡した教職員(第36条第9項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額(特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額及び職責調整手当の月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額)を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>表 } (略) 5 }</p> <p>(中略) (期末特別手当)</p> <p>第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前</p> | <p>(昇給)</p> <p>第8条 } (同左) (1)・(2) } 2～4 }</p> <p>5 63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後に在職する教員(国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第8条に規定するものを除く。)にあっては、第2項及び第3項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、総長が別に定めるところにより、昇給させることができる。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日(以下次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第24条の規定により解雇され、又は死亡した教職員(第36条第9項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級(附則第6項、第9項又は第10項の規定の適用を受ける教職員にあっては、<u>配置換後の標準的な職務の内容に応じて、初任給、昇格、昇給等の基準別表第1の2に定める相当の級をいう。第31条第5項の規定により準用する場合において同じ。</u>)の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額(特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額及び職責調整手当の月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額)を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>表 } (同左) 5 }</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの（第36条第9項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける教職員が同項に規定する在職期間において就業規則第49条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項の表に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>別表第1～第6 別表第7 別表第8～第11 } (略)</p> | <p>日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの（第36条第9項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 前項の別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける教職員が同項に規定する在職期間において就業規則第48条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項の表に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。</p> <p>4～6 (同左)</p> <p>別表第1～第6 (同左) 別表第7 (別添) 別表第8～第11 (同左)</p> |
| <p>附則 1～5 (略)</p> | <p>附則 1～5 (同左)</p> <p>6 <u>当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員の俸給月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定した当該教職員の属する職務の級及び号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「特定日俸給月額」という。）とする。</u></p> <p>(1) 一般職俸給表（一） (2) 一般職俸給表（二） (3) 専門業務職俸給表 (4) 教育職俸給表（職務の級が1級である者に限る。） (5) 医療職俸給表（一） (6) 医療職俸給表（二）</p> <p>7 前項の規定の適用を受ける教職員に対する第11条の規定の適用については、当分の間、同条中「<u>応じた調整基本額</u>」とあるのは「<u>応じた調整基本額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）</u>」と、「<u>俸給月額及び職責調整手当の合計額</u>」とあるのは「<u>特定日俸給月額</u>」とする。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学退職者功労表彰規程 (平成24年達示第21号)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)第47条第5号</p> | <p>8 前2項の規定は、次の各号に掲げる教職員には適用しない。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の適用を受ける教職員</p> <p>(2) 国立大学法人京都大学支援職員就業規則(令和4年達示第3号)の適用を受ける教職員</p> <p>9 特定日に就業規則第13条の2の規定に基づき置換をされた教職員であって、特定日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける次の各号に掲げる教職員のうち、特定日俸給月額が特定日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額及び職責調整手当の月額の合計額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、特定日俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。</p> <p>(1) 一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員で、特定日の前日における職務の級(職責調整手当の支給を受ける教職員にあつては、その支給の基礎となる標準級をいう。以下この項において同じ。)が6級以上であり、かつ、特定日の前日において俸給の特別調整額を支給されていた者</p> <p>(2) 専門業務職俸給表の適用を受ける教職員で、特定日の前日における職務の級が5級以上の者</p> <p>(3) 医療職俸給表(一)の適用を受ける教職員で、特定日の前日における職務の級が7級以上の者</p> <p>(4) 医療職俸給表(二)の適用を受ける教職員で、特定日の前日における職務の級が6級以上の者</p> <p>10 給与法適用者等であった者から引き続き教職員となった者であつて、前項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、当分の間、当該教職員の受ける俸給月額のほか、前項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和5年達示第44号)抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学永年勤続功労表彰規程 (平成24年達示第21号)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)第47条第5号</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>又は<u>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）第59条第5号</u>の規定に該当する教職員の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （表彰を受ける者）</p> <p>第2条 <u>退職時</u>において、次の各号の一に該当する者を大学に功労があった者として表彰する。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平成16年達示第89号）により退職手当が支給される者（教授、准教授、講師及び助教を除く。）であって、同規程による勤続期間の計算において勤続期間（当該者に支援職員としての在職期間がある場合又は令和4年3月31日以前に事務職員（特定業務）としての在職期間がある場合は当該勤続期間に支援職員及び事務職員（特定業務）としての在職期間を加えた期間）が30年以上である者</p> <p>(2) 支援職員であって、支援職員としての勤続期間（当該者に令和4年3月31日以前に事務職員（特定業務）としての在職期間がある場合は事務職員（特定業務）としての在職期間を加えた期間）が30年以上ある者</p> <p>(3) <u>有期雇用教職員（事務補佐員に限る。）であって、有期雇用教職員としての勤続期間（平成17年3月31日以前に日々雇用教職員として引き続いて勤続した期間がある場合は当該期間を含む。）が30年以上である者</u> （中略） （表彰の日）</p> <p>第4条 表彰の日は、表彰を受ける者の<u>退職日</u>とする。 （後略）</p> <p>国立大学法人京都大学教職員退職手当規程 （平成16年達示第89号）</p> <p>（前略） （適用範囲）</p> <p>第2条 この規程による退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退</p> | <p>の規定に該当する教職員の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（表彰を受ける者）</p> <p>第2条 <u>満60歳に達する日の属する事業年度の末日又は当該日以前の退職日（第4条において「基準日」という。）</u>において、次の各号の一に該当する者を<u>永年勤続し</u>、大学に功労があった者として表彰する。</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) }</p> <p>（表彰の日）</p> <p>第4条 表彰の日は、表彰を受ける者の<u>基準日</u>とする。</p> <p>附則（令和5年達示第44号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第2条 (同左)</p> |

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--|-----------|---|--|-----------|---|
| <p>職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 63歳に達した日以後の最初の3月31日(以下「63歳年度末日」という。)の翌日以後に<u>教職員</u>となった場合(第8条の3又は国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第8条に該当するものを除く。)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条 第4条第1項第2号及び第5条第1項(就業規則第22条第1項の規定により定年退職した場合を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る定年から<u>15</u>年を減じた年齢以上である者(第8条の2又は第8条の3の規定に該当するものを除く。)に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | | <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) 63歳に達した日以後の最初の3月31日(以下「63歳年度末日」という。)の翌日以後に<u>教員</u>(第8条の3又は国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第8条に該当するものを除く。)となった場合</p> <p>(9) (同左)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(<u>同</u>項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条 第4条第1項第2号及び第5条第1項(就業規則第22条第1項の規定により定年退職した場合を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る定年から<u>20</u>年を減じた年齢以上である者(第8条の2又は第8条の3の規定に該当するものを除く。)に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | |
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第4条第1項及び第5条第1項 | 退職日俸給月額 | 退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職日俸給月額が国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)(以下「教職員給与規程」という。)の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に | 第4条第1項及び第5条第1項 | 退職日俸給月額 | 退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職日俸給月額が国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)(以下「教職員給与規程」という。)の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定めら |

| 改 正 前 | | | 改 正 後 | | |
|---|-------------|---|-------------|-------------|---|
| | | 係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額 | | | れているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額 |
| 第5条の2第1項第1号 | 及び特定減額前俸給月額 | 並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額 | 第5条の2第1項第1号 | 及び特定減額前俸給月額 | 並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額 |
| 第5条の2第1項第2号 | 退職日俸給月額に、 | 退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額、 | 第5条の2第1項第2号 | 退職日俸給月額に、 | 退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額、 |
| (略) | | | (同 左) | | |
| (中 略) | | | (同 左) | | |
| 第7条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | | | 第7条の3 (同 左) | | |
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第7条 | | (略) | 第7条 | | (同 左) |
| | 退職日 | 退職日俸給月額及び退職日俸給月額 | | 退職日 | 退職日俸給月額及び退職日俸給月額 |

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|----------|-----------|--|----------|-----------|--|
| | 俸給月額 | に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に100分の3（退職日俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2）を乗じて得た額の合計額 | | 俸給月額 | に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職日俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2）を乗じて得た額の合計額 |
| (略) | | | (同 左) | | |
| (略) | | | (同 左) | | |
| 第7条の2第1号 | 特定減額前俸給月額 | 特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に100分の3（特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2）を乗じて得た額の合計額 | 第7条の2第1号 | 特定減額前俸給月額 | 特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2）を乗じて得た額の合計額 |
| 第7条の2第2号 | 特定減額前俸給月額 | 特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に100分の3（特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教 | 第7条の2第2号 | 特定減額前俸給月額 | 特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教 |

| 改正前 | | 改正後 | |
|-----------|---|-----------|---|
| | 職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額 | | 計額 |
| | (略) | | (同左) |
| 及び退職日俸給月額 | 並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に100分の3(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額 | 及び退職日俸給月額 | 並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(特定減額前俸給月額が教職員給与規程の指定職俸給表4号俸の額以上である教職員は100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2)を乗じて得た額の合計額 |
| | (略) | | (同左) |

(中略)

(勤続期間の計算)

第8条 } (略)
2~4 }

5 第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、次の各号に掲げる国立大学法人等(以下「法人等」という。)に使用される者が引き続いて教職員となったときにおける当該法人等に使用される者としての引き続いた在職期間、及び教職員が第2条第7号の規定により退職手当を支給されずに法人等に使用される者となり、引き続いて法人等に使用される者として在職した後引き続いて教職員となったときにおける、先の教職員としての引き続いた在職期間の始期から法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した法人等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端月数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の教職員として引き続いた在職期間には含まないものとする。

(勤続期間の計算)

第8条 } (同左)
2~4 }

5 第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、次の各号に掲げる国立大学法人等(以下「法人等」という。)に使用される者が引き続いて教職員となったときにおける当該法人等に使用される者としての引き続いた在職期間、及び教職員が第2条第7号の規定により退職手当を支給されずに法人等に使用される者となり、引き続いて法人等に使用される者として在職した後引き続いて教職員となったときにおける、先の教職員としての引き続いた在職期間の始期から法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した法人等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の教職員として引き続いた在職期間には含まないものとする。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|---|--|--|---|--|--|
| (1)～(6) } (略) 6 7 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。 (63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例) 第8条の2 63歳年度末日の翌日以後に退職し、又は解雇された教職員(教員就業特例規則第8条又は次条の規定に該当するもの及び63歳年度末日において年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。)に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | | | (1)～(6) } (同左) 6 7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。 (63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例) 第8条の2 63歳年度末日の翌日以後に退職し、又は解雇された教員(教員就業特例規則第8条又は次条の規定に該当するもの及び63歳年度末日において年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。)に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | | |
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略) | | | (同左) | | |
| 第7条の5第2項 | 教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当の月額 | 教職員が63歳年度末日に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当(以下この項において「俸給等」という。)の月額の合計額(63歳年度末日の翌日以後に降格した者にとっては、その者が63歳年度末日に受ける俸給等の月額の合計額又は退職若しくは解雇の日に受ける俸給等の月額の合計額のいずれか少ない額) | 第7条の5第2項 | 教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当の月額 | 教員が63歳年度末日に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当(以下この項において「俸給等」という。)の月額の合計額(63歳年度末日の翌日以後に降格した者にとっては、その者が63歳年度末日に受ける俸給等の月額の合計額又は退職若しくは解雇の日に受ける俸給等の月額の合計額のいずれか少ない額) |
| 第8条第4項 | 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(育児休業等をした期間(当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))又は育児短時間勤務をした期間について | 次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した 在職期間から除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日以前の期間において休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(育児休業等をした期間(当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する月数(専従休職をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に | 第8条第4項 | 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(育児休業等をした期間(当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))又は育児短時間勤務をした期間について | 次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した 在職期間から除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日以前の期間において休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(育児休業等をした期間(当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する月数(専従休職をした期間、自己啓発等休業(教員としての職務に特 |

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|--|--|--|
| は、3分の1)に相当する月数(専従休職をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。))をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間)が3年を超える日以後の期間の月数) | 特に有用であると認められるものを除く。)をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間)が3年を超える日以後の期間の月数) | は、3分の1)に相当する月数(専従休職をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。))をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間)が3年を超える日以後の期間の月数) | に有用であると認められるものを除く。)をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間)が3年を超える日以後の期間の月数) |
| (2) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日の翌日以後の期間において就業規則第15条第1項第2号若しくは第5号の規定による休職(第5号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。)又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1 | (2) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日の翌日以後の期間において就業規則第15条第1項第2号若しくは第5号の規定による休職(第5号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。)又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1 | (2) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日の翌日以後の期間において就業規則第15条第1項第2号若しくは第5号の規定による休職(第5号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。)又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1 | (2) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日の翌日以後の期間において就業規則第15条第1項第2号若しくは第5号の規定による休職(第5号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。)又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1 |
| (3) 63歳年度末日の翌日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数 | (3) 63歳年度末日の翌日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数 | (3) 63歳年度末日の翌日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数 | (3) 63歳年度末日の翌日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数 |
| (略) | | (同 左) | |

第8条の3 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌日以後に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合(当該法人等、国若しくは同条第1項に規定する行政執行法人から役員退職手当規程による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合、63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合及び次項の規定に該当する場合を除く。)におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これ

第8条の3 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教員(教員就業特例規則第8条の規定に該当する者を除く。以下「63歳を超える教員」という。)となり、又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌日以後に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き63歳を超える教員となった場合(当該法人等、国若しくは同条第1項に規定する行政執行法人から役員退職手当規程による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合、63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合及び次項の規

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|---|--|---|--|--|--|
| らの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | | | 定に該当する場合を除く。)におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | | |
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第3条第1項 | 退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額（年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額） | 法人等、国若しくは第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日におけるその者の俸給月額（第8条の3第1項の規定に該当する教職員となった日（以下第8条（第2項を除く。）までにおいて単に「教職員となった日」という。）以後に降格した者（役員等から引き続き教職員となった者を除く。）にあってはその者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は法人等、国若しくは第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日における俸給月額のいずれか少ない額とし、役員等から引き続き教職員となった者にあつては当該役員等の退職の日におけるその者の俸給月額とする。 | 第3条第1項 | 退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額（年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額） | 法人等、国若しくは第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日におけるその者の俸給月額（第8条の3第1項の規定に該当する63歳を超える教員となった日（以下第8条（第2項を除く。）までにおいて単に「教員となった日」という。）以後に降格した者（役員等から引き続き63歳を超える教員となった者を除く。）にあってはその者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は法人等、国若しくは第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日における俸給月額のいずれか少ない額とし、役員等から引き続き63歳を超える教員となった者にあつては当該役員等の退職の日におけるその者の俸給月額とする。 |
| 第5条の2第2項第1号 | 在職期間 | 在職期間（教職員となった日前の在職期間に限る。） | 第5条の2第2項第1号 | 在職期間 | 在職期間（教員となった日前の在職期間に限る。） |
| 第7条の4第4項第4号及び第5号 | 年俸制教員退職者及び自己都合等退職者 | 退職した者（役員等から引き続き教職員となった場合にあつては、年俸制教員退職者及び自己都合等退職者） | 第7条の4第4項第3号及び第4号 | 年俸制教員退職者及び自己都合等退職者 | 退職した者（役員等から引き続き63歳を超える教員となった場合にあつては、年俸制教員退職者及び自己都合等退職者） |
| 第7条の5第2項 | 教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当の月額 | 教職員が法人等、国若しくは第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当（以下この項において「俸給等」という。）に相当する給与の月額の合計額（教職員となった日以後に降格した者にあつては、その者が退職若しくは解雇の日に受ける俸給等の月額の合計額又は法人等、国若しくは第9条第1項に規定する行政執行法 | 第7条の5第2項 | 教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当の月額 | 63歳を超える教員が法人等、国若しくは第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当（以下この項において「俸給等」という。）に相当する給与の月額の合計額（教員となった日以後に降格した者にあつては、その者が退職若しくは解雇の日に受ける俸給等の月額の合計額又は法人等、国若しくは第9条第1項に規定 |

| 改 正 前 | | | 改 正 後 | | |
|--------|--|--|--------|---|---|
| | | 人の退職の日に受ける俸給等に相当する給与の月額合計額のいずれか少ない額) | | | する行政執行法人の退職の日に受ける俸給等に相当する給与の月額合計額のいずれか少ない額) |
| 第8条第4項 | 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業等をした期間（当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数) | 次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、 <u>教職員</u> となった日以前の期間において休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業等をした期間（当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（ <u>教職員</u> としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数) (2) 前3項の規定による在職期間のうち、 <u>教職員</u> となった日以後の期間において就業規則第15条第1項第2号若しくは第5号の規定による休職（第5号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。）又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1 (3) <u>教職員</u> となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの | 第8条第4項 | 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業等をした期間（当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（ <u>教職員</u> としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数) | 次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、 <u>教員</u> となった日以前の期間において休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業等をした期間（当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（ <u>教員</u> としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数) (2) 前3項の規定による在職期間のうち、 <u>教員</u> となった日以後の期間において就業規則第15条第1項第2号若しくは第5号の規定による休職（第5号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。）又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1 (3) <u>教員</u> となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月 |

| 改正前 | | 改正後 | |
|-----|---------------------------|-------|---------------------------|
| | を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。 | | を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。 |
| (略) | | (同 左) | |

2 法人等に使用される者（その者の職に係る平成16年3月31日における定年年齢が満63歳である法人等に使用されるものに限る。）が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日以後に定年により退職し、その翌日に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合（当該法人等、国又は同条第1項に規定する行政執行法人からこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合及び63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合を除く。）におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 法人等に使用される者（その者の職に係る平成16年3月31日における定年年齢が満63歳である法人等に使用されるものに限る。）が63歳年度末日の翌日以後に引き続き63歳を超える教員となり、又は国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日以後に定年により退職し、その翌日に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き63歳を超える教員となった場合（当該法人等、国又は同条第1項に規定する行政執行法人からこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合及び63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合を除く。）におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|----------|---|--|
| 第3条第1項 | 退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額（年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額）（ | 63歳年度末日（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員から引き続き教職員となった者にあつては、国又は第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日。以下「63歳年度末日等」という。）におけるその者の俸給月額（63歳年度末日等の翌日以後に降格した者にあつては、その者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は63歳年度末日等における俸給月額のいずれか少ない額。 |
| (略) | | |
| 第7条の5第2項 | 教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異 | 教職員が63歳年度末日等に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当（以下この項において「俸給等」という。）に相当する給与の月額等の合計額（63歳年度末日等 |

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|----------|---|--|
| 第3条第1項 | 退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額（年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額）（ | 63歳年度末日（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員から引き続き63歳を超える教員となった者にあつては、国又は第9条第1項に規定する行政執行法人の退職の日。以下「63歳年度末日等」という。）におけるその者の俸給月額（63歳年度末日等の翌日以後に降格した者にあつては、その者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は63歳年度末日等における俸給月額のいずれか少ない額。 |
| (同 左) | | |
| 第7条の5第2項 | 教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異 | 63歳を超える教員が63歳年度末日等に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当（以下この項において「俸給等」という。）に相当する給与の月額等の合計額（63歳 |

| 改 正 前 | | 改 正 後 | |
|--------|--|--------|--|
| | <p>動手当の月額 の合計額</p> | | <p>動手当の月額 の合計額</p> |
| | <p>の翌日以後に降格した者にあつては、その者が63歳年度末日等に受ける俸給等に相当する給与の月額合計額又は退職若しくは解雇の日に受ける俸給等の月額合計額のいずれか少ない額)</p> | | <p>年度末日等の翌日以後に降格した者にあつては、その者が63歳年度末日等に受ける俸給等に相当する給与の月額合計額又は退職若しくは解雇の日に受ける俸給等の月額合計額のいずれか少ない額)</p> |
| 第8条第4項 | <p>前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業等をした期間（当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数)</p> <p>(2) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日等の翌日以後の期間において就業規則第15条第1項第2号若しくは第5号の規定による休職（第5号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。）又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1</p> | 第8条第4項 | <p>前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業等をした期間（当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数)</p> <p>(2) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日等の翌日以後の期間において就業規則第15条第1項第2号若しくは第5号の規定による休職（第5号の規定による休職にあっては、総長が定めるものに限る。）又は就業規則第48条第3号の規定による停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月数（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1</p> |

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|--|--|--|
| は、3年を超える日以後の期間の月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。 | (3) 63歳年度末日等の翌日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数 | は、3年を超える日以後の期間の月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。 | (3) 63歳年度末日等の翌日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数 |
| (略) | | (同左) | |
| (国等の機関から復帰した教職員の在職期間の計算) | | (国等の機関から復帰した教職員の在職期間の計算) | |
| 第9条 } 2~4 } (略) | | 第9条 } 2~4 } (同左) | |
| 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、教職員としての在職期間はなかったものとみなす。 (後略) 附則 1~6 (略) | | 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、教職員としての在職期間はなかったものとみなす。 附則 1~6 (同左) | |
| 7 当分の間、42年以下の期間勤続して退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第5条及び第6条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とする。 | | 7 当分の間、42年以下の期間勤続して退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条まで及び附則第10項から第16項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第5条又は附則第11項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とする。 | |
| 7の2~9 (略) | | 7の2~9 (同左) | |
| | | 10 当分の間、第4条第1項の規定は、 <u>11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第10項」とする。</u> | |
| | | 11 当分の間、第5条第1項の規定は、 <u>25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第11項」とする。</u> | |
| | | 12 教職員給与規程附則第6項の規定による定年の引上げに伴う給与に関する措置又はこれに準ずる給与の支給の基準による教職員の給与に関する措置は、 <u>俸給月額</u> の減額改定に該当しないものとする。 | |

| 改正前 | 改正後 | |
|-------------------|---|---|
| | <p>1 3 当分の間、第4条第1項第2号並びに第5条第1項第3号及び第5号に掲げる者に対する第6条及び第7条の3の規定の適用については、第6条中「6月」とあるのは、「0月」と、第6条及び第7条の3中「並びに退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員」とあるのは、「及び退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員」と、「並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員」とあるのは、「及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員」とする。</p> <p>1 4 当分の間、第4条第1項第2号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第6条及び第7条の3の規定の適用については、第6条中「定年から20年を減じた年齢以上である者」とあるのは、「満45歳以上である者」と、第6条及び第7条の3中「定年」とあるのは、「60歳」とする。</p> <p>1 5 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が、60歳に達する日前に退職したときにおける第6条及び第7条の3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | |
| <p>第6条及び第7条の3</p> | <p>100分の3</p> | <p>60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下この条において「改正前定年前年数」という。）に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下この条において「改正後定年前年数」という。）で除して得た割合</p> |

| 改正前 | 改正後 | |
|--|---|--|
| | 100分の1 | 改正前定年前年数に100分の1を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合 |
| | 並びに退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2 | 及び退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員は改正前定年前年数に100分の2を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合 |
| | 並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2 | 及び特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員は改正前定年前年数に100分の2を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合 |
| <p>16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が、60歳に達した日以後に退職したときにおける第6条及び第7条の3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | |
| | 第6条及び第7条の3 | 100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 (以下この条において「改正後定年前年数」という。)で除して得た割合 |

| 改正前 | 改正後 | |
|--|---|---------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員早期退職規程 (平成22年達示第23号)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第22条の2の規定に基づき、教職員が自らの意思により就業規則第22条第1項各号に定める定年の年齢に達する日の前日までに、次の各号に規定する募集に応じて申出を行い、及び第5</p> | <p><u>100分の1並びに退職日俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2</u></p> | <p><u>100分の1を改正後定年前年数で除して得た割合</u></p> |
| | <p><u>100分の1並びに特定減額前俸給月額が指定職俸給表1号俸の額以上4号俸の額未満である教職員及び指定職俸給表以外の俸給表適用者で退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員は100分の2</u></p> | <p><u>100分の1を改正後定年前年数で除して得た割合</u></p> |
| <p><u>17 前7項の規定は、教員には適用しない。</u></p> | | |
| <p style="text-align: center;">附 則（令和5年達示第44号）抄 (施行期日)</p> | | |
| <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> | | |
| <p>(目的) 第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第22条の2の規定に基づき、教職員が自らの意思により就業規則第22条第1項に定める定年の年齢に達する日の前日までに、次の各号に規定する募集に応じて申出を行い、及び第5条第</p> | | |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>条第1項の認定を受けて退職する制度（以下「早期退職制度」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1) 教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、第3条に規定する退職の日（以下「退職の日」という。）において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上の教職員を対象として行う募集</p> <p>(2) 組織の改廃又は事業場若しくは施設の移転を円滑に実施することを目的として、当該組織又は事業場若しくは施設に所属する教職員を対象として行う募集 (後 略)</p> | <p>1 項の認定を受けて退職する制度（以下「早期退職制度」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1) } (2) } (同 左)</p> <p>附 則（令和5年達示第44号）抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。 (経過措置)</p> <p>13 当分の間、第1条第1号の規定中「定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上の教職員」とあるのは、「満45歳以上（教授、准教授、講師、助教及び助手にあつては満50歳以上）の教職員」と読み替える。</p> |

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則

(平成17年達示第37号)

別表第1

| 職名 | 資格・職務能力 | 職務内容 | 雇用年齢上限 | 定年 | その他の事項 |
|----------------------------------|-------------------------------|------------------|--------|------|------------------------------------|
| 事務補佐員 技術補佐員 技能補佐員 労務補佐員 | 当該業務の遂行能力があり、原則として他の職に就いていない者 | 事務の補佐業務に従事 | 満65歳 | 満65歳 | ・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・学生、研究生等を除く |
| | | 技術に関する職務の補佐業務に従事 | | | |
| | | 技能に関する職務の補佐業務に従事 | | | |
| | | 労務作業に従事 | | | |

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則

(平成17年達示第38号)

別表第1（第2条・第3条・第4条関係）

| 職名 | 資格・職務能力 | 職務内容 | 雇用年齢上限 | 定年 | その他の事項 |
|-------------------------|---------------|------------------|--------|------|---|
| 事務補佐員 技術補佐員 技能補佐員 | 当該業務の遂行能力がある者 | 事務の補佐業務に従事 | 満65歳 | 満65歳 | ・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・本学に在籍する学生は、原則としてオフィ |
| | | 技術に関する職務の補佐業務に従事 | | | |
| | | 技能に関する職務の補佐 | | | |

| | | | | | |
|-------------|--|--|---|--|--|
| | | 業務に従事 | | | ス・アシスタントとして雇用する |
| 教務補佐員 | 業務に関連のある分野の大学卒業（修業年限が6年であるものに限る。）以上、修士課程修了以上又は専門職学位課程修了以上、かつ、教務に関する高度な専門的知識及び豊富な実務経験を必要とする専門的業務に従事した経験がある者 | 教務に関する高度な専門的知識及び豊富な実務経験を必要とする専門的業務の補佐業務に従事 | | | |
| 労務補佐員 | 当該業務の遂行能力がある者 | 労務作業に従事 | | | |
| 研究支援推進員 | | 当該研究プロジェクトに係る特殊な技能や熟練した技術を必要とする研究支援業務に従事 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・当該研究支援推進経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く ・選考基準は当該部局が定める |
| 研究開発補佐員 | | 当該プログラムに係る研究開発に関する職務の補佐業務に従事 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・iPS細胞研究プログラムにて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く ・選考基準は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第15条の2第1項第1号の規定を考慮し、当該部局が定める |
| オフィス・アシスタント | 本学に在籍する学生 | 事務、技術、技能若しくは教務に関する補佐業務又は労務作業に従事 | — | | <ul style="list-style-type: none"> ・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・勤務時間は原則として週20時間以内とする |

別表第2（第2条・第3条・第4条関係）

| 職名 | 資格・職務能力 | 職務内容 | 雇用年齢上限 | 定年 | その他の事項 |
|----------------------|-----------------------------|--|--------------------------------|------|--|
| 医師（非常勤） 歯科医師（非常勤） | 当該医師又は歯科医師としての業務の遂行能力がある者 | 診療業務 | 満65歳（ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。） | 満65歳 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る |
| 寄附講座教員 寄附研究部門教員 | 当該講座又は研究部門教員としての業務の遂行能力がある者 | 当該講座における教育研究又は研究部門における研究に従事するほか、当該講座又は研究部門における業務に支障のない範囲 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該寄附講座又は寄附研究部門の設置に係 |

| | | | | |
|---|------------------------|---|------|--|
| | | 圏内でその他の授業又は研究指導を担当する | | る寄附金にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める |
| 産学共同講座教員 産学共同研究部門教員 | | 当該講座における研究教育又は研究部門における研究に従事するほか、当該講座又は研究部門における業務に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する | | ・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該産学共同講座又は産学共同研究部門の設置に係る共同研究費等にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める |
| 研究員（非常勤）（必要に応じて総長の定めるところにより名称を付記することができる） | ・当該プロジェクト等に応じ総長が定める | 当該プロジェクト等に係る研究等に従事 | | ・当該研究がプロジェクトである場合は、当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該プロジェクト等経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く |
| 専門業務職員（非常勤） | 業務に関連のある資格、学位又は経験を有する者 | 特定の分野における高度の専門的知識又は経験等を必要とする専門的業務に従事 | 満65歳 | ・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る |
| 薬剤師（非常勤） | 当該業務に必要な免許を有する者 | 当該免許に係る職務に従事 | | |
| 栄養士（非常勤） | | | | |
| 診療放射線技師（非常勤） | | | | |
| 臨床検査技師（非常勤） | | | | |
| 衛生検査技師（非常勤） | | | | |
| 臨床工学技士（非常勤） | | | | |
| 理学療法士（非常勤） | | | | |
| 作業療法士（非常勤） | | | | |
| 視能訓練士（非常勤） | | | | |

| | | | | |
|----------------|--|--|--|--|
| 言語聴覚士 (非常勤) | | | | |
| 義肢装具士 (非常勤) | | | | |
| 歯科衛生士 (非常勤) | | | | |
| 歯科技工士 (非常勤) | | | | |
| 保健師 (非常勤) | | | | |
| 助産師 (非常勤) | | | | |
| 看護師 (非常勤) | | | | |
| 准看護師 (非常勤) | | | | |

別表第3 (第2条・第3条・第4条関係)

| 職名 | 資格・職務能力 | 職務内容 | 雇用年齢 上限 | 定年 | その他の事項 |
|---------------------------|--|--|---------------------------------|------|--|
| 講師 (非常勤) | 当該授業担当の遂行上必要な能力を有する者又は学生の研究指導能力がある者 | ・カリキュラムにおける授業を担当する ・学生の研究指導を行う | 特に無し | 満65歳 | ・当該授業担当又は研究指導の遂行上必要と認められる間、雇用可能 ・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る |
| ティーチング・アシスタント | 大学院に在籍する優秀な学生 | 学部学生、修士課程学生に対し、教育的効果を高めるため、実験、実習、演習等の教育補助業務にあたる | — | | ・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・選考基準は当該研究科が定める ・勤務時間は月40時間 (週10時間程度) 以内 |
| リサーチ・アシスタント | 将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する大学院に在籍する学生 | 研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う | | | ・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・選考基準は当該部局が定める ・勤務時間は原則として週20時間以内とする。 |
| 法科大学院特別教授 法科大学院特別准教授 | 法科大学院において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人 | 法科大学院 (法学研究科法曹養成専攻) における教授又は准教授の職務に従事 | 満65歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。) | | ・任期については、法科大学院の定めによる |
| 専門職大学院特別教授 専門職大学院特別准教授 | 専門職大学院 (法科大学院を除く。) において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人 | 専門職大学院 (法科大学院を除く。) における教授又は准教授の職務に従事 | | | ・任期については、当該専門職大学院の定めによる |

国立大学法人京都大学教職員給与規程

(平成16年達示第80号)

別表第7

| | 勤務箇所 | 支給職種 | 職務内容 | 調整数 |
|-----|---|------------|---|-----|
| (略) | | | | |
| 6 | 医学部 農学部 附置研究所 野生動物研究センター ヒト行動進化研究センター | 教職員（教員を除く） | 危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容（年間総勤務時間の2/3以上）とする教職員 | 1 |
| (略) | | | | |